平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第33号

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付条例施行規則(昭和37年岩手県規則第69号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 1 (規則で定める施設等) (規則で定める施設等) 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次 第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次 のとおりとする。 のとおりとする。 (1)~(12) [略] (1)~(12) [略] (13) 障害者自立支援法附則第41条の規定によりなお従前 の例により運営をすることができることとされた同法附 則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 24年法律第283号。以下この号において「旧法」という 。) 第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設( 旧法第29条に規定する身体障害者更生施設、旧法第30条 に規定する身体障害者療護施設及び旧法第31条に規定す る身体障害者授産施設(身体障害者更生援護施設の設備 及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号) 第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る 。) (14) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前 の例により運営をすることができることとされた同法附 則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2 第5項に規定する精神障害者福祉工場 (15) 障害者自立支援法附則第58条の規定によりなお従前 の例により運営をすることができることとされた同法附 則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和 35年法律第37号。以下この号において「旧法」という。 ) 第5条第1項に規定する知的障害者援護施設(旧法第 21条の6に規定する知的障害者更生施設(障害者自立支 援法の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する 省令(平成18年厚生労働省令第169号)第1条の規定に よる廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関す る基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下この号にお いて「知的障害者援護施設設備運営基準」という。)第

22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。 ) 及び旧法第21条の7に規定する知的障害者授産施設( 知的障害者援護施設設備運営基準第46条第1号に規定す る知的障害者入所授産施設に限る。) に限る。)

(規則で定める施設等)

のとおりとする。

(1)・(2) 「略]

(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入 所施設(主として自閉症児(児童福祉施設の設備及び運 営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1 項に規定する自閉症児をいう。) 又は肢体不自由(同法 第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のあ る児童を入所させるものに限る。)

 $(4)\sim(7)$  [略]

(8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム( 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年 厚生労働省令第107号) 附則第2条第1号に規定する軽 費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定する ものに限る。)

(9)~(11) [略]

(12) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条 第1項に規定する障害福祉サービス (同条第7項に規定 する生活介護及び同条第13項に規定する自立訓練(障害 者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号) 第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)に限 る。) に限る。) を行う事業所

(規則で定める施設等)

3

第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次|第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次 のとおりとする。

(1)~(11) [略]

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規 定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介 護及び同条第13項に規定する自立訓練(指定障害福祉サ ービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める 条例(平成24年岩手県条例第81号)第142条に規定する 自立訓練(機能訓練)に限る。)に限る。)を行う事業 (規則で定める施設等)

第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次|第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次 のとおりとする。

(1)・(2) 「略]

(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入 所施設(主として自閉症児(児童福祉施設の設備及び運 営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第87 号)第65条に規定する自閉症児をいう。)又は肢体不自 由(同法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう 。) のある児童を入所させるものに限る。)

 $(4)\sim(7)$  [略]

(8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム( 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条 例(平成24年岩手県条例第71号)附則第2項第1号に規 定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が 指定するものに限る。)

(9)~(11) [略]

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規 定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介 護及び同条第13項に規定する自立訓練(指定障害福祉サ ービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める 条例(平成24年岩手県条例第81号)第142条に規定する 自立訓練(機能訓練)に限る。)に限る。)を行う事業

(規則で定める施設等)

のとおりとする。

(1)~(11) [略]

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規 定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介 護及び同条第12項に規定する自立訓練(指定障害福祉サ ービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める 条例(平成24年岩手県条例第81号)第142条に規定する 自立訓練(機能訓練)に限る。)に限る。)を行う事業

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は平成25年4月1日から、表3の項の改正部分は平成26年4

月1日から施行する。